

担当事務所  
シンガポール事務所  
担当者及び連絡先メールアドレス  
山田 (yamada@clair.org.sg)  
国名：シンガポール

|                             | (記載例)   | 調査結果 |
|-----------------------------|---|------|
| 自治体種別                       | ディストリクト (日本の市町村に相当)   | 該当なし |
| オンライン化の対象                   | 本会議、委員会   |      |
| 根拠規定                        | 2021年地方自治法第●条により国内の地方議会審議のオンライン化が認められた。地方議会の会議規則でもオンライン審議に係る手続を規定。            |      |
| 導入時期、時限措置か恒久措置か             | 【本会議】 2020年4月 (恒久措置)<br>【委員会】 2020年3月 (2021年3月までの時限措置)                        |      |
| 導入の趣旨<br>(オンライン審議が可能な場合の要件) | 【本会議】 新型コロナウイルス感染症のまん延、出産、育児<br>【委員会】 新型コロナウイルス感染症のまん延                        |      |
| オンライン化される範囲                 | 【本会議】 質問、議案審議、表決<br>【委員会】 質問、議案審議、表決  |      |
| 使用するソフトウェア                  | 【本会議】 Webex<br>【委員会】 Zoom   |      |
| 使用する端末                      | 【本会議】 議会が貸与するタブレット端末<br>【委員会】 端末の指定なし   |      |
| オンラインによる参加者の範囲              | 【本会議】 オンライン参加を申出た議員のみオンラインで参加。他の議員は議場で参加。<br>【委員会】 委員長は委員会室で参加し、委員は全てオンラインで参加 |      |
| オンラインによる参加者の定足数上の取扱い        | 【本会議】 オンラインによる参加者は定足数に含まれない (正式な「出席」ではない)<br>【委員会】 オンラインによる参加者は定足数に含まれる       |      |
| オンライン開催の場合の本人確認方法           | 【本会議】 ID,PWでイントラネットにログイン<br>【委員会】 Zoom画面での確認                                  |      |
| オンライン表決の方法                  | 【本会議】 MemberHubの表決機能<br>【委員会】 Zoom画面での挙手                                      |      |
| 会議の映像、音声の状況                 | 【本会議】 会議中はビデオをオンにし、常に画像を送信する<br>【委員会】 会議中はビデオをオンにし、常に画像を送信する                  |      |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>オンライン接続が途切れた場合の取扱い</p>  | <p>【本会議】 暫時休憩とする<br/>【委員会】 委員長が都度判断</p>   |  |
| <p>会議公開の原則との関係</p>   | <p>【本会議】 会議中のZoom画面がYoutubeで生配信される<br/>【委員会】 会議公開原則がなく、委員会の審査は非公開とすることが認められている（公開する場合はYoutube配信）</p>  |  |
| <p>オンラインで参加する議員の所在</p>   | <p>【本会議】 自治体内に所在する必要がある<br/>【委員会】 制限なし</p>  |  |
| <p>その他コロナ禍における国会（議会）運営上の工夫<br/>※オンライン投票は行っていないが、代理投票等を行っている場合は、その旨及び具体的な手続を記載ください。<br/>（代理投票では、賛否の選択まで代理人に任されているのか、賛否の選択は本人が行うのか等）</p> | <p>【本会議】 密集を防ぐため、出席議員を半数に制限し、残り半数の議員は議員事務所からモニターで審議を視聴。投票のみ全員が議場で行う。<br/><br/>【委員会】 投票は代理投票により行う。代理投票を行う場合は、事務局長にその旨を記載した署名入りの書簡を電子メール等で提出する。代理投票では賛否の選択は本人が行い、本人から賛否記載済みの投票用紙を代理人に郵送し、代理人が議場において当該投票用紙により投票する。</p> |  |

担当事務所  
シンガポール事務所  
担当者及び連絡先メールアドレス  
山田 (yamada@clair.org.sg)  
国名：シンガポール

|                         | (記載例)  | 調査結果   | 出典   |
|-------------------------|--|--|--|
| 国会制度（1院制・2院制の別、定数等）     | 上院（200名）・下院（400名）  | 一院制・定数114（内訳：選挙区選出議員93、非選挙区選出議員最大12、指名議員9）※<br>※現行の第14期国会は定数103（内訳：選挙区選出議員92、非選挙区選出議員2、指名議員9）  |  |
| オンライン化の対象               | 本会議、委員会  | 本会議・委員会：オンライン化は行わない<br>理由（憲法64A条の議事録より）：<br>1. シンガポールは狭いため別の指定の議場に移動することはさほど難しいことではない。<br>2. 議会は議論のみではなく、対面での会合により議員間の協議や信頼関係の構築に資する場でもあるため、議場に出席することに意味がある。<br>3. 実際に出席することによって議員に議事に集中してほしい。<br>4. オンライン化するには法律などの改正が必要となり手続きが煩雑になる。 | 国会事務局よりメールにて回答。<br>（理由の詳細については以下の議事録に記載がある）<br><br>憲法64A条の議事録（2020年5月5日）<br>Constitution of the Republic of Singapore (amendment) bill<br><a href="https://sprs.parl.gov.sg/search/sprs3topic?reportid=bill-457">https://sprs.parl.gov.sg/search/sprs3topic?reportid=bill-457</a><br><br>シンガポール政府が2020年4月から新型コロナウイルスの蔓延を防ぐために「サーキットブレイカー」（必要不可欠な業種以外は在宅勤務とし、外出する際には人と距離を開ける規制）を課した。そのような状況の下で社会的距離を確保しながら国会の運営を行うために検討されたのが憲法64A条である。<br>憲法64A条は不測の事態において複数の議場において議事を行うことを可能とし、国会の継続性を担保することを目的とする法案である。同法案はコロナ禍をきっかけとして提出されたものだが、今後別の有事の際にも適用が想定されている。<br>2020年5月5日に実施された議事では、当該法案について、テクノロジーの活用の潮流に触れつつも、対面で国会運営を行う意義を強調し、議事を行う議場を分散させることで国会の機能の維持が可能である旨が述べられている。 |
| 根拠規定                    | 【本会議】 上院規則<br>【委員会】 臨時委員会規則  | 該当しない  |  |
| 導入時期、時限措置か恒久措置か         | 【本会議】 2020年4月（恒久措置）<br>【委員会】 2020年3月（2021年3月までの時限措置）   | 該当しない  |  |
| 導入の趣旨（オンライン審議が可能な場合の要件） | 【本会議】 新型コロナウイルス感染症のまん延、出産、育児<br>【委員会】 新型コロナウイルス感染症のまん延                                       | 該当しない  |  |
| オンライン化される範囲             | 【本会議】 質問、法案審議、表決<br>【委員会】 質問、法案審議、表決   | 該当しない  |  |
| 使用するソフトウェア              | 【本会議】 Webex<br>【委員会】 Zoom  | 該当しない  |  |
| 使用する端末                  | 【本会議】 国会が貸与するタブレット端末<br>【委員会】 端末の指定なし  | 該当しない  |  |
| オンラインによる参加者の範囲          | 【本会議】 50名は議場で参加し、残りの者はオンラインで参加<br>【委員会】 委員長は委員会室で参加し、委員は全てオンラインで参加                           | 該当しない  |  |
| オンラインによる参加者の定足数上の取扱い    | 【本会議】 オンラインによる参加者は定足数に含まれない（正式な「出席」ではない）<br>【委員会】 オンラインによる参加者は定足数に含まれる                       | 該当しない  |  |
| オンライン開催の場合の本人確認方法       | 【本会議】 ID,PWでイントラネットにログイン<br>【委員会】 Zoom画面での確認   | 該当しない  |  |
| オンライン表決の方法              | 【本会議】 MemberHubの表決機能<br>【委員会】 Zoom画面での挙手   | 該当しない  |  |
| 会議の映像、音声の状況             | 【本会議】 会議中はビデオをオンにし、常に画像を送信する<br>【委員会】 会議中はビデオをオンにし、常に画像を送信する                                 | 該当しない  |  |
| オンライン接続が途切れた場合の取扱い      | 【本会議】 暫時休憩とする<br>【委員会】 委員長が都度判断  | 該当しない  |  |
| 会議公開の原則との関係             | 【本会議】 会議中のZoom画面がYoutubeで生配信される<br>【委員会】 会議公開原則がなく、委員会の審査は非公開とすることが認められている（公開する場合はYoutube配信） | 該当しない  |  |
| オンラインで参加する議員の所在         | 【本会議】 国会近くの議員事務所から参加<br>【委員会】 制限なし   | 該当しない  |  |

|   |   |   |                       |
|---|---|---|-----------------------|
| <p>その他コロナ禍における国会（議会）運営上の工夫<br/>※オンライン投票は行ってないが、代理投票等を行っている場合は、その旨及び具体的な手続を記載ください。<br/>(代理投票では、賛否の選択まで代理人に任されているのか、賛否の選択は本人が行うのか等)</p> | <p>【本会議】密集を防ぐため、出席議員を半数に制限し、残り半数の議員は議員事務所からモニターで審議を視聴。投票のみ全員が議場で行う。</p> <p>【委員会】投票は代理投票により行う。代理投票を行う場合は、事務局長にその旨を記載した署名入りの書簡を電子メール等で提出する。代理投票では賛否の選択は本人が行い、本人から賛否記載済みの投票用紙を代理人に郵送し、代理人が議場において当該投票用紙により投票する。</p> | <p>本会議・委員会：<br/>2020年5月の通常国会で憲法第64A条（国会の継続性）が可決。施行後6カ月間及びその後の期間において、一か所での議事進行が不可能な場合等の事由が生じた場合に二つ以上の議場が指定が可能。開始時間に指定された議場に議員が出頭することで「出席」と見なされる。各議場で中継放送によりすべての議員が同時に議事を進行することが出来る。<br/>また、シンガポール政府の安全措置に基づき、議員同士の間隔をあける、発言を行う場所にガラスのパネルを設ける等の対応を実施。</p> | <p>国会事務局よりメールにて回答</p> |
|---|---|---|-----------------------|